

教えて!

安保法制がわかりません。

アッパァァ!

作 上野中平 法律事務所

第一話「集団的自衛権. その1」





まずは、この表を見てみて。

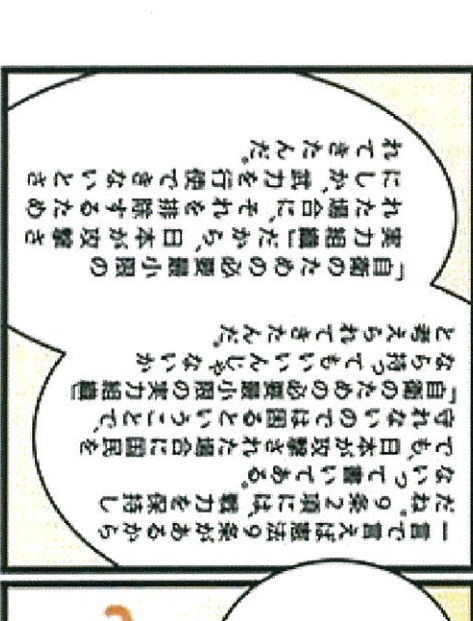
憲法9条の武力行使		自衛隊の武力行使	
武力行使 -他国との紛争	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加
武力行使 -他国との紛争	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加	自衛隊の武力行使 (憲法97条) -集団的自衛権の行使 -集団的自衛権の行使 としての武力行使への参加

日本への武力行使を禁ずる

自衛隊の武力行使
(憲法97条)
-集団的自衛権の行使
-集団的自衛権の行使
としての武力行使への参加

自衛隊の武力行使
(憲法97条)
-集団的自衛権の行使
-集団的自衛権の行使
としての武力行使への参加

自衛隊の武力行使
(憲法97条)
-集団的自衛権の行使
-集団的自衛権の行使
としての武力行使への参加



集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話しやないんだ。

自衛っていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。

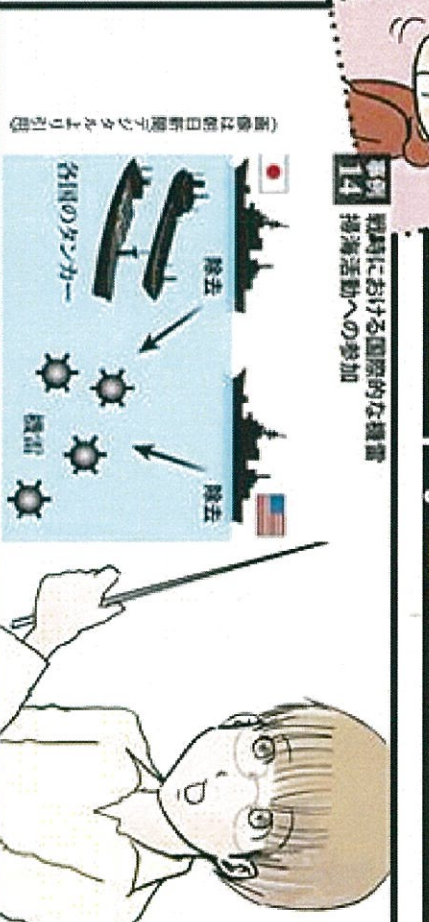


「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合のことだよ。



限定された集団的自衛権？

例えば、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうるよと説明されているんだ。



【例】 戦時における国際的な機雷掃海活動への参加



ホルムズ海峡ってどこにあるの？



中東だね、ホルムズ海とオマーン湾の間にある海峡だよ。





集団的自衛権を行使することによるリスク



